定期報告を要する特定建築物一覧表

<table>
<tr><th></th><th>建築物の用途※1</th><th>建築物の規模※2</th><th>報告時期</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物</td><td>イ 地階※3又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物
ハ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの</td><td rowspan="5">【建築物】
次ページに記載の年の5月1日から同月末日までの間（2年ごとに報告）

【建築設備等】
毎年5月1日から同月末日までの間

【防火設備※6】
毎年5月1日から同月末日までの間</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物</td><td>イ 地階※3又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3)</td><td>病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途※5に供する建築物</td><td rowspan="2">イ 地階※3又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する2階の部分（病院、診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上の建築物</td></tr>
<tr><td>政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等（上記以外）</td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>旅館又はホテルの用途に供する建築物</td><td>イ 地階※3又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物</td><td>イ 3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物</td><td rowspan="2">【建築物】
次ページに記載の年の8月1日から同月末日までの間（3年ごとに報告）
【建築設備等】
毎年8月1日から同月末日までの間
【防火設備】
毎年8月1日から同月末日までの間</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>体育館（学校に附属する体育館を除く。）博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物</td><td>イ 3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗</td><td>イ 地階※3又は3階以上の階を当該用途に供する建築物（「特定規模建築物※4」を除く。）
ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物
ハ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物</td><td>【建築物】
次ページに記載の年の10月1日から同月末日までの間（2年ごとに報告）
【建築設備等】
毎年10月1日から同月末日までの間
【防火設備】
毎年10月1日から同月末日までの間</td></tr>
</table>

※1　建築物内に複数の用途があり、複数の対象要件を満たす場合、定期報告の提出時期はその主たる用途の項によるものとします。

※2　避難階のみを当該用途に供するものは除きます。

※3　階数が３以上の建築物に限ります。

※4　特定規模建築物とは、地階及び３階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 100 ㎡以下のものをいいます。

※5　平成２８年１月２１日国土交通省告示第２４０号第１第２項各号に掲げる用途。

※6　床面積の合計が200㎡を超える建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要となります。

特定建築物の定期調査報告を行う年度について

成田市の特定建築物の定期調査報告は、前ページの表の用途（1）～（7）ごとに決められている下記の年度に報告してください。

① （1）～（4）：２年ごと
② （5）～（6）：３年ごと
③ （7）　　：２年ごと

●定期報告年度早見表

	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
建築物（上記①）		●		●		●		●
建築物（上記②）		●			●			●
建築物（上記③）	●		●		●		●	
建築設備等	●	●	●	●	●	●	●	●
防火設備	●	●	●	●	●	●	●	●

空欄：報告しない年度　　●印：報告年度